

事業

那須塩原市空き家等対策計画の策定について

●目的

全国的な人口減少や少子高齢化の進行に伴い、空き家等は一層増加すると見込まれ、特に適正に管理が行われていない空き家等が問題となっております。

本計画は空家等対策の推進に関する特別措置法及び那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の規定に基づき、空き家等の適正管理や利活用の促進などの様々な施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

●計画期間

平成29年度～平成38年度までの10年間

●概要

本計画は「市民が安全に安心して暮らし、快適で便利な生活を実感できるまちづくり」を基本理念としており、具体的には「空き家等の適正な管理の促進」や「空き家等の活用の促進」、「特定空き家等に対する措置」の3項目を掲げた計画です。那須塩原市全域を対象としており、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものやそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などの空き家等を対象としております。

那須塩原市空き家等対策計画

【概要版（案）】

平成 29 年 6 月

那須塩原市

1 計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的・位置付け

空家等対策の推進に関する特別措置法（法）及び那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例（条例）の規定に基づき、空き家等の適正管理や利活用の促進などの様々な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

(2) 計画の期間

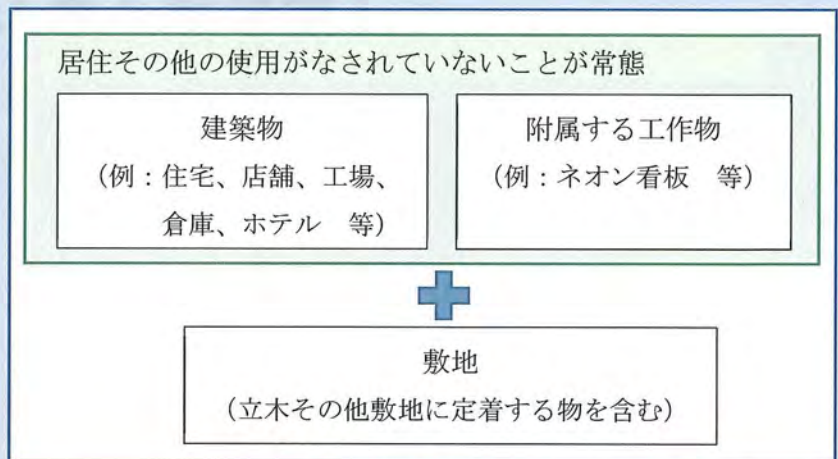
平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間（5 年を目途に見直し）

(3) 対象とする空き家等の種類

条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する空き家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等）

(4) 対象地区

市内全域



2 空き家等の現状

(1) 空き家等の件数

平成 28 年 8 月～9 月に実施した外観調査により空き家等と判定した件数は 3,073 件です。

(2) 空き家等の現状

一戸建住宅が約 60%を占める一方で、共同住宅や店舗・事務所、工場・倉庫、ホテル・旅館などの空き家等も合わせて約 40%存在しており、地域ごとにも特徴が異なります。

また、空き家等の大部分は DID 地域や塩原地区の中心部に分布しているなど、空き家等の立地状況についても地域的な偏りがみられます。

■ 地区別の空き家等の種類



3 空き家等対策の基本方針

(1) 空き家等対策の基本理念

市民が安全に安心して暮らし、
快適で便利な生活を実感できるまちづくり

(2) 空き家等対策の取組方針・基本的な施策

空き家等の 適正な管理 の促進

空き家化の予防

- ① 市民意識の醸成
ポスター等を活用した市民への情報発信 等
- ② 安心して住み継がれる住まいづくり
耐震診断・耐震改修の促進、リフォームに関する情報提供 等

空き家等の適正な維持管理

- ① 所有者の意識啓発
空き家等の所有者意向の把握、相談体制の整備 等
- ② 地域と連携した空き家等の見守り体制の整備
協定に基づくシルバー人材センターの紹介 等
- ③ 空き家等の管理者の特定
不在者財産管理制度・相続財産管理制度の活用検討 等

空き家等の 活用の促進

空き家等の市場流通

- ① 空き家バンクの活用による定住等の促進
空き家バンクへの物件登録の促進 等
- ② 中古住宅の流通促進に向けた支援の充実
空き家利活用支援専門家派遣事業(栃木県)を活用した情報提供 等
- ③ 空き店舗を活用した地域産業の活性化
空き店舗対策事業による中心市街地の活性化 等

地域資源としての活用

- ① 地域課題に応じた空き家等活用・跡地活用
移住体験の推進、地域での居場所づくりの場等としての活用 等
- ② 地域貢献活用のための企画・運営支援の検討
モデル地区における空き家等活用ワークショップの開催 等

法及び条例に基づく措置

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等について、特定空き家等と認定し、助言・指導、勧告等を実施

所有者等に対する支援

老朽化した空き家等の解体補助による除却の促進
(解体等補助の検討) 等

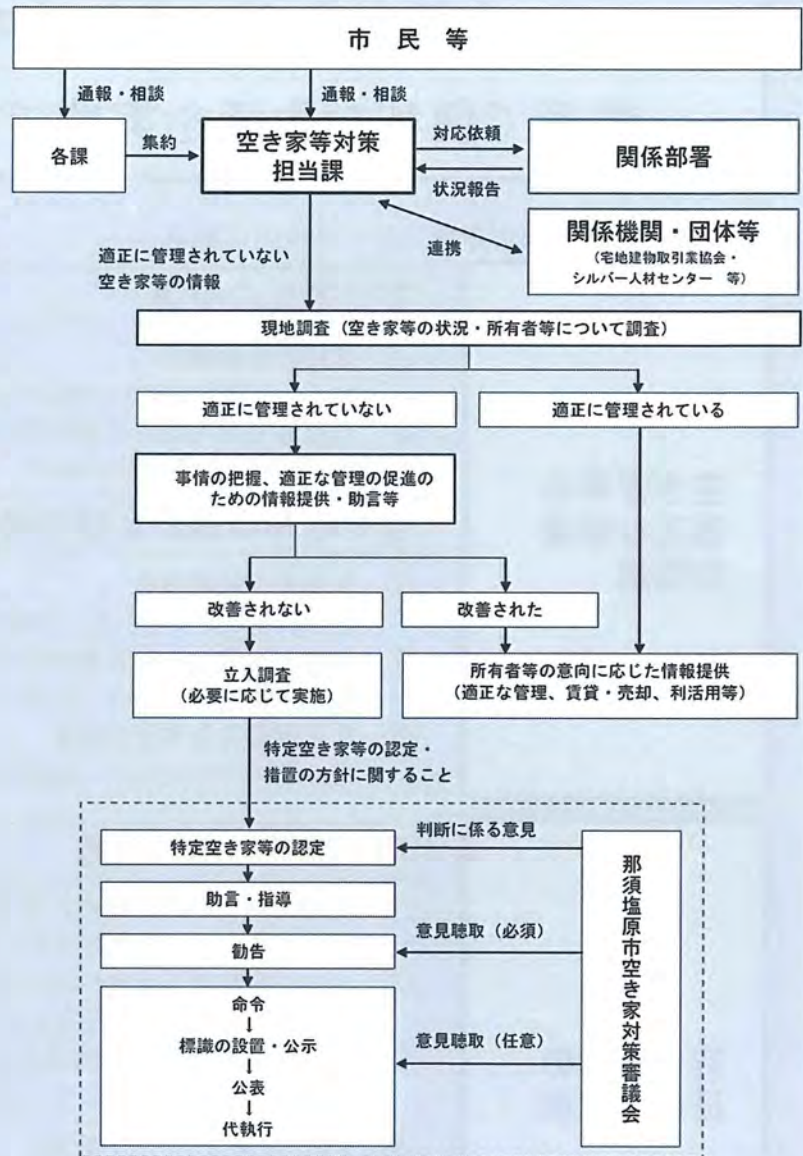
特定空き家等 に対する措置

4 計画の推進に向けて

(1) 空き家等に関する対策の実施体制

① 市の実施体制

市民からの空き家等に関する情報提供、所有者等からの管理や活用に関する相談など、それぞれの内容に応じた的確に対応できる体制を整備するとともに、それらの連携が可能となるよう組織の体系化を図ります。



(2) 空き家等の継続的な調査・把握

① 空き家等に関するデータベースの整備と所有者意向の把握

平成 28 年度に実施した空き家等実態調査を基に、空き家等に関するデータベースの整備について検討します。空き家等の所有者等の今後の活用意向等を把握するための調査を行います。

② 経常的な空き家等情報の把握

市民からの通報や相談に加え、関係各課で把握した空き家等に関する情報を収集し、データベースを更新することで、経常的な空き家等情報の把握に努めます。

③ 定期的な空き家等調査の実施

計画の見直し時期等に合わせて、必要に応じて空き家等実態調査を実施し市内の空き家等の実態を定期的に把握します。